

津波及び河川氾濫時
避難確保計画

鳴門市堀江南小学校

危機等発生時の対処要領

1 地震・津波 編

本項については、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）第 71 条第 1 項にて作成を義務づけられている「避難確保計画」に該当するものである。

(1) 地震・津波発生時の基本対応及びその流れ（児童等が在校時）

これは、津波を想定した例です。

緊急地震速報

地震は「南海トラフの巨大地震モデル検討会報告」（平成 24 年 8 月）

津波は「徳島県津波浸水想定」（平成 24 年 10 月）

教職員・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童等に連絡する。
・教室等の出入り口の確保をする。
・大きな声での確かな指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かさない」
児童等・頭部を保護する準備（ヘルメット、座布団等）・机の下にもぐる。

地震発生（震度 5 強を想定）

- ・大きな声での確かな指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かさない」
- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・支援を要する児童等への対応には、十分配慮する。
- ・まずは安全を確保し、大きな揺れがおさまったら、すぐに避難開始

STEP 1 児童等の安全確保

校内放送・ハンドマイク：

「地震が発生しました。津波の恐れがあります。児童の皆さんは先生の指示に従い、運動場に避難しなさい。」

津波発生

| 第 1 波 | | 最大波 (第 2 波) | |
|-------|------|----------------|----|
| 48 分 | 0.2m | 64 分 | 6m |

一次避難場所 運動場

二次避難場所 校舎 3 階

STEP 2 避難

- ・即座に、一次避難場所に上履きのまま、全校避難する。
- ・大きな声での確かに指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・教職員は落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。・担任は、児童生徒名簿等を携帯する。
- ・総括班は、津波に関する情報収集が出来るようにラジオ等を持って避難する。
- ・地元住民等が避難してきたときは、一緒に避難誘導する。
- ・一次避難場所で危険なときは、二次避難場所へ速やかに移動する。

STEP 3 避難後の児童等の安全確認

- ・児童等の安否確認をする。 ・負傷者の確認と応急処置をする。
- ・津波は第 1 波が最大とは限らないので、第 2 波、第 3 波に備え避難を継続する。(情報収集す

STEP 4 避難した後の学校の対応

大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。解除を確認してから、

STEP4-1 学校が使用できる場合は、学校へ移動。

- ・上記に加え、校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置
- ・学校が避難所となった場合、避難所運営支援

STEP4-2 学校が津波により使用できない場合、指定避難場所へ移動する。

- ・緊急を要する児童等の病院への搬送及び保護者への連絡
- ・児童等の不安に対する対処 ・警察、消防、医療機関への連絡
- ・情報収集：地震の規模と津波の危険性等、二次災害の危険性等の情報把握等
- ・教育委員会への連絡：児童等及び教職員の安否及び学校内外の被害の状況等
- ・外部（マスコミ）等及び保護者等への対応（対応窓口の一本化）

STEP 5 保護者への児童等の引き渡し

保護者へ以下の3点を連絡（電話、電子メール、学校のホームページ、地域の有線放送等）

- ①児童等は全員無事、校舎3階へ避難し待機中
- ②大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童等は待機させる。
- ③解除後、下校させるので迎えにきて下さい。（危険な場合は無理をしないこと）

(2) 登下校時

※情報を早く収集し、分析・判断し、伝達・指示することが何より有効である。

【平常時にしておくこと】

- ・あらかじめ市町村のハザードマップ等を利用して、個々の登下校時の通学路における津波に対する避難場所（近くの公園、高台、津波避難ビル等）を複数以上決めておき、児童等がどこに避難するのか、保護者・学校で情報を共有しておく。登下校時の津波に対する避難場所までの避難経路について、家族で話し合い下見しておく。児童等が個々の登下校時に避難する各避難場所の、避難予定者リストを作成しておく。児童等が安全な避難ができるよう、市町村教育委員会と連携し、地域自主防災組織や市町村の危機管理部局に避難誘導や避難所での対応について協力依頼をしておく。

* 支援を要する児童等への対応には、十分配慮する。

地震発生

STEP 1 児童等の安全確保

教職員

- ・すでに登校している児童の避難誘導については、
(1) 在校時 STEP 1 と同じ対応をとる。

児童等

- ・ブロック塀や自動販売機等から離れ、頭部を保護し安全な場所に身を伏せる。
- ・崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等から速やかに遠ざかる。
- ・公共交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。・火災が発生する場合もあるので気をつける。・地割れにも気をつけ、避難する。

<揺れがおさまったら>

STEP 2 避難

児童等

- ・あらかじめ決めていた避難場所に避難する。
(津波が想定される地域については、津波対応の高い避難場所へ避難する)
- ・避難後は避難場所の（地域自主防災組織等の）責任者の指示に従う。
(大津波警報・津波警報が解除されるまでは、避難が第一)

STEP 3 避難後の児童等の安全確認

教職員

- ・教職員は原則、安全を確認して、可能な限り学校または学校災害対策本部が設置される場所に参集する。・児童等の所在及び安全確認を、避難予定者リストにもとづき確認する。なお、避難場所において児童等が保護者と一緒でない場合は、避難場所の安全を確保した上で、保護者に連絡して引き渡すまで保護するか、学校が安全な避難所である場合は、学校まで引率した上で保護者へ連絡して引き渡すまで保護する。・校内、通学路、避難場所等の安全を確認する。

☆教職員の安否確認はすだちくんメールの活用を推奨



以後の対応は、学校へ避難した場合、（１）在校時の STEP 4-1 で示すとおり。



以後の対応は、学校が被災し、学校以外へ避難した場合、（１）在校時の STEP 4-2 で示すとおり。



STEP 5 保護者への児童等の引き渡し（下校の判断基準 参照）

(3) 学校外の諸活動時（遠足・修学旅行・部活動等）

【平常時にしておくこと】

- ・遠足や修学旅行などの校外学習では、見学施設・宿泊施設等における、災害時のリスク、避難場所・避難経路の確認をし、事前指導を行う。
（特に津波が予想される地域では、津波に対する避難場所を確認しておく）
- ・学校施設外で部活動を行う場合は、その施設等での災害発生時の避難経路、避難場所等を施設管理者に確認し、児童等に事前に指導する。
- ・支援を要する児童等への対応には、十分配慮する。

地震発生

STEP 1 児童等の安全確保

- | | |
|------------|--|
| 教職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・建造物や地形、周囲の状況を判断して、安全確保の指示をする。 ・支援を要する児童等への対応には、十分配慮する。 ・落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るよう指示する。 |
|------------|--|

- | | |
|------------|---|
| 児童等 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全な場所に身を伏せる。 ・崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等から速やかに遠ざかる。 ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。 |
|------------|---|

STEP 2 避難
STEP 3 避難後の児童等の安全確認

- | | |
|------------|--|
| 教職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまれば、最寄りの避難場所へ避難誘導する。 ・交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。 ・避難後、児童等の安全確認及び負傷者の応急手当を行う。 ・ラジオ、インターネット、電話等で地元の被害状況を把握する。 ・関係機関に救援を要請する。 |
|------------|--|

- | | |
|------------|---|
| 児童等 | <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・集団・隊列から離れたりしない。 ・教職員とはぐれたときは、動き回らずに安全を確保する。 ・不正確な情報に惑わされず、落ち着いて行動する。 |
|------------|---|

STEP 4 児童等が学校または安全な場所へ移動した後の学校の対応

情報の伝達
・負傷者への対応

- | | |
|------------|--|
| 教職員 | <p>(被災現場での対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童等の安全確認の状況、被災の状況を校長に報告する。 ・負傷者の確認と応急手当を行う。なお、負傷の程度に応じて速やかに救急車を要請し病院へ搬送し、保護者へ連絡する。 |
|------------|--|

安否確認・情報の収集・伝達
対応の決定

- | | |
|---------------------------------|---|
| 総括 校長 教職員 保護者連絡班 | <ul style="list-style-type: none"> ・校外活動中の児童等、教職員の安全状況を確認する。 ・学校または安全な場所で、児童等の保護者への引き渡しができるよう連絡・調整する。 ・被害状況、児童等の安否を教育委員会に報告する。 |
|---------------------------------|---|

【以後の対応は、(1) 在校時の STEP 4 → STEP 5 で示すとおりである。】

(4) 在宅時

【平常時にしておくこと】

- ・あらかじめ市町村のハザードマップ等を利用して、自宅付近における津波に対する避難場所（近くの公園、高台、津波避難ビル等）を複数以上確認し、児童等がどこに避難するのか、保護者・学校で情報を共有しておく。
- ・児童等が避難する各避難場所の、避難予定者リストを作成しておく。
- ・自宅付近の津波に対する避難場所までの避難経路について、家族で話し合い下見をしておく。
- ・災害発生時に、参集可能な教職員のリスト及びその他の職員の対応を作成しておく。

地震発生

| | |
|--------|--------------|
| STEP 1 | 児童等の安全確保 |
| STEP 2 | 避難 |
| STEP 3 | 避難後の児童等の安全確認 |

児童等

- ・地震から身を守り、揺れがおさまったら、あらかじめ家族と話し合っ決めておいた避難場所へ避難する。（津波が予想される地域では、より高いところへ避難する）

教職員

- ・地震から身を守り、揺れがおさまったらあらかじめ決めておいた避難場所へ避難する。（津波が予想される地域では、より高いところへ避難する）
- ・教職員は原則、安全を確認して、可能な限り学校または学校災害対策本部が設置される場所に参集する。
- ・児童等の所在及び安全確認を、避難予定者リストにもとづき確認する。

STEP 4 避難した後の学校の対応

情報の収集・伝達

総括 校長 教職員

- ・参集可能な者は所属校に集まり、学校災害対策本部を設置する。
- ・参集した教職員は、あらかじめ決められた役割分担に従って、行動を開始する。
- ・児童等や地域住民が学校へ避難してきた時の対応として、避難所開設の用意をする。
- ・教育委員会へ状況報告をする。

安否確認・被害状況の把握

教職員
安否確認・
避難誘導班
安全点検・
消火班

- ・児童等の所在及び安否確認をする。
- ・参集できない教職員の安否確認をする。
- ・学校の被害状況を確認する。
- ・建物の安全確認、危険箇所の立入禁止措置を行う。
- ☆教職員の安否確認は「すだちくんメール」を活用

児童等

- ・可能な範囲で、できるだけ早く、安否及び所在について学校に連絡する。

(5) 休日・夜間等 (校舎内外に児童等はいない場合)

【平常時にしておくこと】

- ・休日・夜間等に地震・津波が発生し、学校が災害に巻き込まれた場合を想定し、教職員が学校へ参集できるよう緊急時の連絡体制及び対応の確認しておく。
- ・休日に部活動等で学校に、児童等がいる場合については(1) 在校時の対応を参照し、まずは児童等の安全確保、避難、避難後の児童等の安全確保に努める。

地震発生

STEP 1

安全な方法で教職員は学校へ参集

教職員

- ・震度4の地震が発生した場合は、第1非常体制に入り、必要最小限の教職員を配備する。
 - ・震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合は、第2非常体制に入り、応急対策活動を状況に応じて行い得る人員を配備する。
 - ・震度6弱以上の地震が発生したときは、全員配備体制とし、直ちに学校に集合する。
 - ・地震の状況により、全教職員は自らや家族の安全を確保した後、直ちに安全な方法で学校に集合する。
- ※震度3以下であっても、緊急事態に備えて迅速に対応できるように、教職員の緊急時連絡網を整備しておくこと。

STEP 2

教職員が参集した後の学校の対応

教職員が参集したら、学校災害対策本部を設置する。

被害状況の把握

教職員

安全点検・
消火班

- ・校舎施設の被害状況を調査し、校舎の安全性を確認をする。
- ・余震に注意しながら、外観上の安全確認をする。

※建物の内部からは行わない。

建物全体の傾斜、柱の座屈、壁の崩壊やエックス字の亀裂
仕切り窓・掲示板・建具・天井板・蛍光灯などの落下物、
窓や窓ガラスの破損状況、運動場の地割れの状況、
コンクリート塀の倒壊や亀裂、石垣の崩れ

- ・危険箇所の立入禁止措置等を行う。(はり紙、ロープなど)
- ・地震の規模、余震の可能性と規模、火災・津波などの二次災害などの危険性等の情報を把握する。

情報の収集・伝達

総括 校長

- ・被害状況等の調査結果を教育委員会に報告する。
- ・校区内の被災状況を確認する。
(市町村危機管理部、地域自主防災組織と連携)
- ・外部との対応(保護者、マスコミ等からの照会に対する対応)
- ・マスコミ対応については、被害状況等を確実に把握し、対応窓口を一本化して対応する。
- ・児童等の安否確認を行うと同時に、翌日からの授業実施等について教育委員会等と協議・検討し、児童等・保護者へ連絡する。

避難所運営支援

教職員
避難所支援班
児童等

- ・地域住民が避難してきた場合、教職員は避難所運営支援にあたる。
- ・避難所に避難した児童等は、出来る範囲で避難所運営支援に協力する。

(6) 下校の判断基準について

- ・大災害の場合、原則、保護者に学校（安全な避難場所）に来てもらい、引き渡す。（児童等だけで下校させない。沿岸部では大津波警報・津波警報発令時は原則、帰さない。）
- ・下記の情報を確認し、児童等の下校等について安全面を総合的に判断し決定する。

- ・震度6以上の余震及び津波警報・大津波警報の有無
- ・二次災害（火災・建物崩落・余震）の有無
- ・「避難勧告」「避難指示」発令の有無
- ・通学路の安全状況の確認
- ・児童等の帰宅先及び帰宅後の状況
（家庭で一人にならないか）
- ・児童等の家庭周辺の安全状況の確認

**震度6以上の地震発生中
「津波警報」「大津波警報」発令中は原則として
児童等は帰さない。**

(7) 保護者への児童等の引き渡し（(6)下校の判断基準により安全が確認された後）

教職員

保護者連絡班

- ・児童等の保護者へ連絡をとる。（電話、電子メール、学校のホームページに掲載、地域の有線放送等にて）

（連絡例）

- ① 児童等は全員無事、**運動場または校舎3階**へ避難し待機中
- ② 震度6以上の地震が治まるか大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童等は待機させる。
（津波が想定される沿岸部の地域の場合）
- ③ 解除後、下校させるので迎えにきて下さい。
（危険な場合は無理をしないこと）

※電話やメールが使用できないことも考えられるため、引き渡しの際の連絡方法等を事前に文書等で周知・徹底しておく。

- ・大災害の場合に学校から避難する際の避難場所
- ・児童等は、保護者と連絡がとれるまで下校させないこと
（連絡方法例）○電話・メールにて連絡する。
○学校のホームページに掲載する。
○市町村役場等に避難状況を掲示して、知らせる。
○学校の玄関等に避難状況を掲示して、知らせる。
など
- ・保護者は、危険を冒して迎えにこないこと

- ・保護者が迎えにきた場合は、（6）下校の判断基準にもとづき安全が確認されたら、**引き渡しカード**等を活用し、児童等を保護者に引き渡す。同時に、翌日以降の登校に関する連絡も行う。

（連絡例）①翌日は、〇〇時に登校してください。午前中授業とします。
②明日は臨時休業とします。登校する日時は、後日保護者の方に連絡します。

- ・保護者と連絡が取れない児童等は、学校（安全な避難場所）で待機させる。
- ・引き渡し後の児童等の安全確認をする。（電話、メール等）

| 人物 | 場所 | 役割分担 | | | | |
|--|------|---------------|--------|-----|--------|------|
| 学級担任 | 学級教室 | 児童等の避難誘導・安全確保 | | | | |
| STEP 1 児童等の安全確保 ・大きな声で的確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」 <table border="1" data-bbox="810 622 1410 745"><tr><td>一次避難場所</td><td>運動場</td></tr><tr><td>二次避難場所</td><td>校舎3階</td></tr></table> | | | 一次避難場所 | 運動場 | 二次避難場所 | 校舎3階 |
| 一次避難場所 | 運動場 | | | | | |
| 二次避難場所 | 校舎3階 | | | | | |
| STEP 2 避難 ・大きな声で的確に指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」 ・落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。 ・児童生徒名簿等を携帯する。 | | | | | | |
| STEP 3 避難後の児童等の安全確認 ・児童等の安否確認をする。 | | | | | | |
| STEP 4 避難した後の学校の対応 大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。解除を確認してから、 ・緊急を要する児童等の病院への搬送及び保護者への連絡 ・児童等の不安に対する対処 | | | | | | |
| STEP 5 保護者への児童等の引き渡し 保護者へ以下の3点を連絡（電話、電子メール、学校のホームページ、地域の有線放送等） ① 児童等は全員無事、校舎3階へ避難し待機中 ② 津波警報・津波警報が解除になるまで、児童等は待機させる。 ③ 解除後、下校させるので迎えにきて下さい。（危険な場合は無理をしないこと） | | | | | | |
| 連絡先等 | | | | | | |

(9) 地震・津波が発生した場合の情報収集のための機器や方法

| 機器・方法 | 設置場所・情報集の方法 | 担当者 |
|----------------|------------------------------|-----|
| J-alert | 放送室に設置，受信と同時に放送が各教室に自動的に流れる。 | なし |
| ラジオ | 職員室に設置，地震を感じたら教頭がラジオをつける。 | 教頭 |
| テレビ | 職員室に設置，地震を感じたら教頭がテレビをつける。 | 教頭 |
| インターネット | 職員室に設置，常時起動，随時チェックを行う。 | 教職員 |
| 携帯電話（すだちくんメール） | 各教職員で受信する。 | 教職員 |

(10) 地震・津波が発生した場合の避難場所及びその判断基準

| | 判断基準 | 避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所 |
|-------|---|---|
| CASE1 | ○地震発生 ・震度5弱以上 [津波を伴わない] ・気象庁より「津波の発生はありません」の発表あり | 避難場所：運動場中心部 集合形態：学年ごとに1列 災害対策本部：校長室 |
| CASE2 | ○地震発生 ・震度5弱以上 ○津波発生 ・大津波警報発令 ・津波警報発令 ・津波到達予想時刻が○ ○分以内 | 避難場所：校舎3階 集合形態：各クラスごと 災害対策本部：校長室 |
| CASE3 | ○地震発生 ・震度5弱以上 ○津波発生 ・大津波警報発令 ・津波到達予想時刻が○ ○分以上 ・校舎が地震により崩壊 | 避難場所： 集合形態：各クラスごと |

(11) 地震・津波が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所

| 品名 | 保管場所 | 担当者 |
|----------------------|-----------------------|-------|
| 関係機関連絡一覧表 | 校長室 | 校長 |
| 児童生徒連絡用名簿 | 職員室の「非常持出」の引き出し | 教頭 |
| ノートパソコン，防災関係避難時搬出データ | 職員室 | 事務担当者 |
| 引き渡しカード | 職員室の避難バッグに個人調査票と一緒に保管 | 教頭 |
| パソコンの校務バックアップディスク | 職員室の「非常持出」の引き出し | 事務担当者 |

(12) 地震・津波が発生した場合、連絡が必要な機関

※個人情報に関する部分は非公開

| 連絡責任者（ 教頭 ） | | | | |
|-------------|----------|----------|-----|----|
| 連絡先 | 電話 | FAX | 連絡者 | 備考 |
| 鳴門市教育委員会 | 686-8802 | 686-8793 | | |
| 鳴門市危機管理課 | 684-1711 | | | |
| 各地区自主防災組織 | | | | |
| 鳴門消防署 | 685-2009 | | | |
| 鳴門病院 | 683-0011 | | | |
| 鳴門警察署 | 685-0110 | | | |

(13) 保護者への引き渡しについて

①地震・津波が発生した際、児童の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

| 対応 | 保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等 |
|---------------------------------|---|
| 児童等を下校させる場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報、津波警報が解除されている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。 |
| 児童等を学校に待機させる場合は、安全が確認されるまで学校に待機 | <ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報、津波警報が発令されている。 ・通学路の安全が確保されていない。 ・公共交通機関の運行に支障がある。 |
| 引き渡し場所：学校 | |
| 児童等を避難場所に待機させる場合は避難場所で待機 | <ul style="list-style-type: none"> ・校舎が地震により倒壊した。 ・大津波警報、津波警報が発令されている。 |
| 引き渡し場所：津波の危険性がなくなった後、保護者へ引き渡す | <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全が確保されていない。 ・公共交通機関の運行に支障がある。 |

(14) 地震・津波が発生した際、児童を引き渡す際の保護者への連絡方法

(電話やメールが使用できないときに、保護者が情報を得られる場所や方法を考えておく)

| 連絡決定責任者：校長 | | 担当者：各学級担任 | |
|--------------|--|-----------|--|
| 連絡方法・手順 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網による電話連絡 ・電子メールを利用した一斉送信 ・地域防災放送を利用した一斉放送 ・災害伝言ダイヤルの活用 | | |
| 連絡が取れない場合の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害掲示板に掲示する ・保護者が迎えにくるまで、児童等は学校に待機させる | | |

(15) 児童の保護者への引き渡し方法

| 引き渡し判断決定者：校長 | 担当者：各担任 |
|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の確認（児童等の氏名・生年月日・血液型等・・・） ・引き渡しカードの受け取り者名を記入 ・児童等の確認（児童等に保護者か判断させる） ・通学路の安全が確認できたら引き渡す。（大津波警報・津波警報発令時は、保護者も一緒に待機） | |

2 河川はん濫時の対応

本項については、水防法第15条の3第1項にて作成を義務づけられている避難確保計画に該当するものである。

1 注意体制

【吉野川】 吉野川はん濫注意情報（洪水注意報）が発表されている場合

【旧吉野川】 旧吉野川が水防団待機水位を超過（大寺橋観測所 水防団待機水位 1.25m）

※ 池田ダムの放流量（毎秒1万トンを超える放流）に注意する。

STEP 1 児童生徒等の下校の判断

管理職

・授業を継続すれば、児童生徒等の下校が不可能になる状況と判断される場合
通学路の安全確認及び交通機関の運行状況をもとに、校長が判断する。
（ 児童生徒等を下校させる ・ 児童生徒等を学校に待機させる ）

教職員

・総括は、テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁レーダーナウキャスト、川の防災情報）等で最新の情報を収集する。

2 警戒体制

【吉野川】 吉野川はん濫警戒情報（洪水警報）が発表されている場合

【旧吉野川】 鳴門市より**避難準備・高齢者等避難開始**が発令された場合

旧吉野川がはん濫注意水位を超過（大寺橋観測所 はん濫注意水位 2.15m）

※ 池田ダムの放流量（毎秒1万トンを超える放流）に注意する。

STEP 2 児童生徒等の避難の判断

避難場所 校舎2階 会議室・多目的室

管理職

・避難経路の安全確認をしながら、避難を開始する。
・避難経路の安全確認ができない場合や校内を避難場所としている場合、児童生徒等を校舎内の高所へ避難させる
・避難した場合は、市教育委員会へ連絡する。

教職員

・対策本部は、各業務分担に応じて対応する。

※ 堀江南小については、吉野川左岸（鳴門市にはん濫水が最も早く到達する箇所）の破堤から、2時間程度で浸水することから、市と密に連携を図り、非常体制になる前に避難を開始する必要があることを想定しておく。

3 非常体制

【吉野川】 鳴門市より**避難指示（緊急）**が発令された場合

【旧吉野川】 鳴門市より**避難勧告**が発令された場合

旧吉野川がはん濫危険水位を超過

（大寺橋観測所 はん濫危険水位 2.85m 鍋川観測所 はん濫危険水位 2.50m）

鳴門市より**避難指示（緊急）**が発令された場合

※ 池田ダムの放流量（毎秒1万トンを超える放流）に注意する。

STEP 3 避難後の安全確保

教職員

- ・児童生徒等の安全確認
- ・地域住民が避難してきた際の誘導（災害対策本部に連絡・指示を受ける。）

STEP 4 避難後の学校の対応

避難所の開設

教職員

- ・鳴門市より避難所開設の依頼があったときは、避難所の開設支援にあたる。

〈校内の安全管理〉

- ・校舎等の被害状況等の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置を行う。
- ・情報収集：河川の情報収集，雨雲の規模と今後の動き，洪水，高潮，土砂災害等の二次災害の危険性の情報を把握する。
- ・避難者の対応：学校内外の被害の状況，臨時休校措置の報告，指導事項の確認等
- ・外部との対応：保護者等やマスコミからの問い合わせに対する対応窓口を一本化して対応する。

〈避難所開設の支援〉

- ・河川のはん濫，あるいは危険性のため避難勧告等が発令され，鳴門市より避難所の開設依頼があったときは，避難所運営支援にあたる。

STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡しについて

管理職

- ・河川のはん濫等で帰宅することができない児童生徒等を学校内で待機させている場合や避難場所に避難した場合の対応については，洪水が収まり，各種警報等も解除され，通学路及び避難経路の安全及び交通機関の運行状況について慎重に確認した上で，校長が判断する。

（ 学校，避難場所で継続して待機させる ・ 保護者へ引き渡す ）

■情報収集

| 収集する情報 | 収集方法 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報 | テレビ, ラジオ, 電話 インターネット ・ 徳島気象台ホームページ http://www.jma-net.go.jp/tokushima/ ・ 気象庁レーダーナウキャスト http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/ |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 水位到達情報 ・ 洪水予報 | インターネット ・ 国土交通省「川の防災情報」(国管理河川=吉野川, 旧吉野川) http://www.river.go.jp/ ・ 徳島県県土防災情報管理システム(県管理河川=新池川) http://www1.road.pref.tokushima.jp/ ・ 気象庁 指定河川洪水予報(吉野川の洪水予報) http://www.jma.go.jp/jp/flood/ すだちくんメール |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川洪水浸水区域, 浸水深 | インターネット ・ 国交省徳島河川国道事務所 吉野川水系吉野川, 旧吉野川・今切川洪水浸水想定区域図 http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/bousai/sinsui/top_index.html |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難準備・高齢者等避難開始 ・ 避難勧告 ・ 避難指示 | 市公式ウェブサイト, 市公式ツイッター, 鳴門市しらせ隊, 防災無線 テレビ鳴門データ放送, 広報車両 など |

■安全に避難するための備え

| 項目 | 準備物 |
|---------|--|
| 情報収集・伝達 | ラジオ, タブレット, 携帯電話, 拡声器 |
| 避難誘導 | 名簿, 携帯電話, 懐中電灯, 拡声器 一時避難のための食糧・水・防寒着・雨具 |

注意報・警報等が発表された・洪水等が発生した場合の対応・避難場所及びその判断基準

| | 判断基準 | 避難場所・避難経路・判断基準等 |
|------------------------|---|---|
| 1 注意 体制 | <p>○吉野川 はん濫注意情報（洪水注意報）</p> <p>○旧吉野川</p> <p style="text-align: center;">大寺橋観測所水防団待機水位（1.25m）超過</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○状況に応じて児童生徒等を下校させる。</p> <p>○児童生徒等を学校に待機させる。</p> | <p>児童生徒等を下校させる場合の判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業を継続すれば、児童生徒等の下校が不可能になる状況と判断される場合 ・児童生徒等の状態が落ち着いている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。 |
| 2 警戒 体制 | <p>○吉野川 はん濫警戒情報（洪水警報）</p> <p>○旧吉野川 避難準備・高齢者等避難開始発令</p> <p style="text-align: center;">大寺橋観測所はん濫注意水位（2.15m）超過</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○避難させる。</p> <p>○避難経路の安全確認ができない場合や校内を避難場所としている場合、児童生徒等を校舎内の高所へ避難させる。</p> <p>○堀江南幼・小については、吉野川左岸（鳴門市に氾濫水が最も早く到達する箇所）の破堤から2時間程度で浸水することから、市と密に連絡を図り、非常体制になる前に避難を開始する場合があることを想定しておく。</p> | <p>児童生徒等を避難させる場合の判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の状態が落ち着いている。 ・避難経路の安全が確保されている。 |
| 3 非常 体制 | <p>○吉野川 避難指示（緊急）発令</p> <p>○旧吉野川</p> <p>・避難勧告発令</p> <p style="text-align: center;">大寺橋観測所はん濫危険水位（2.85m）超過</p> <p style="text-align: center;">鍋川観測所はん濫危険水位（2.50m）超過</p> <p>・避難指示（緊急）発令</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○避難場所での安全確保</p> | <p>避難場所への避難</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>1 避難場所 校舎2F会議室・多目的室</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>2 避難経路</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 避難場所の割り振り 校舎2階会議室（3～6年）多目的室（1～2年）</p> </div> |